

## 令和5年第4回函館市教育委員会定例会 会議録

- |        |  |
|--------|--|
| 1 日 時  | 令和5年(2023年)4月12日(水) 午後1時30分                                      |
| 2 場 所  | 市役所本庁舎5階教育委員室  |
| 3 出席者  | 藤井教育長, 小葉松委員, 國谷委員, 神田委員   |
| 4 欠席者  |  |
| 5 事務局  | 川村生涯学習部長, 小笠原学校教育部長, 清藤生涯学習部次長,<br>宮田生涯学習部次長, 金野教育政策推進室長, 川崎管理課長 |
| 6 傍聴者  | 0人   |
| 7 付議事項 | 別紙議事日程のとおり   |

### ■藤井教育長

- 開会宣言 午後1時30分
- 日程第1, 議事録署名人の指名について, 小葉松委員, 神田委員を選任する。
- 本日の日程のうち, 日程第9, 報告第2号「教職員の懲戒処分内申の結果について」を「非公開」としたいが, いかがか。  
(異議なし)
- 異議がないので, 「非公開」とする。
- 日程第2, 月間事業報告について, 事務局の動きについて報告を求める。

### ■学校教育部長

- 学校教育部の主な動きについて報告する。
- 4月3日, 小・中・高等学校の新採用教職員の辞令交付式を行い, 小学校19名, 中学校3名, 高等学校1名, 計23名に辞令を交付した。
- 同日, 様々な問題等を抱える児童生徒の課題解決を図るため各関係機関等との連携を図り, 相談・指導を行うスクールソーシャルワーカー2名に辞令を交付した。
- 同日, 本年4月に南北海道教育センター内に設置した「サポートベース函館」において不登校児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かうことができるよう指導・支援を行うサポートベース函館適応指導教室の専任指導員3名に辞令を交付したほか, 特別支援教育巡回指導員2名とこころの相談員2名に委嘱状を交付した。
- 同日, 特別支援教育支援員80名に委嘱状を交付した。本年度は, 小学校38校に59名, 中学校16校に19名, 義務教育学校および南北海道教育センターに各1名を配置している。
- 次に6日, 市内の小・中学校で入学式・始業式が行われ, 小学校1, 303名, 中学校1, 537名が入学している。神田委員には, 式への出席をいただき感謝申し上げる。

- 次に7日、戸井幼稚園の入園式・始業式が行われ、2名が入園している。
- 次に10日、市立函館高校の入学式・始業式が行われ、新生は200名となっている。

■藤井教育長

- 次に、日程第3、議案第1号「函館市社会教育委員の解嘱に関し、議決を求めることについて」および議案第2号「函館市社会教育委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」を一括諮る。

■生涯学習部長

- 議案第1号および議案第2号を順次説明する。
- まず議案第1号「函館市社会教育委員の解嘱に関し、議決を求めることについて」であるが、本人からの辞任の申し出により勝盛 浩文氏を、本日をもって解嘱しようとするものである。
- 次に議案第2号「函館市社会教育委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」であるが、解嘱される委員の後任として糸永 泉氏を本日より前任者の残任期間である令和6年3月10日まで委嘱しようとするものである。
- 参考として委員の名簿を配付している。

■藤井教育長

- 議案第1号および第2号について何かあるか。

■國谷委員

- なぜこの時期に解嘱・委嘱が必要となるのか。教育委員会として事情等は確認しているのか。

■生涯学習部長

- 転勤の場合が多い。推薦を依頼している団体のなかで人事異動があり転勤等される。この後に出てくる議案も同様だが、転勤されるケースがこの時期は多い。

■藤井教育長

- 議案第1号および第2号について、原案のとおり決定する。
- 日程第4、議案第3号「函館市文化財保護審議会委員の解嘱に関し、議決を求めることについて」および議案第4号「函館市文化財保護審議会委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」を一括諮る。

■生涯学習部長

- 議案第3号および議案第4号を順次説明する。
- まず議案第3号「函館市文化財保護審議会委員の解嘱に関し、議決を求めることについて」であるが、本人からの辞任の申し出により村山 史歩氏を、本日をもって解嘱しよう

とするものである。

- 次に議案第4号「函館市文化財保護審議会委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」であるが、解嘱される委員の後任として大下 智一氏を、本日より前任者の残任期間である令和5年12月23日まで委嘱しようとするものである。

- 参考として委員の名簿を配付している。

■藤井教育長

- 議案第3号および第4号について何かあるか。

(意見なし)

■藤井教育長

- 議案第3号および第4号については、原案のとおり決定する。

- 次に、日程第5、議案第5号「函館市教育振興審議会委員の解嘱に関し、議決を求めることについて」および議案第6号「函館市教育振興審議会委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」を一括諮る。

■学校教育部長

- 議案第5号および議案第6号を順次説明する。

- まず議案第5号「函館市教育振興審議会委員の解嘱に関し、議決を求めることについて」であるが、本人からの辞任の申し出により佐藤 雅博氏ほか1名を、令和5年4月12日をもって、解嘱しようとするものである。

- 次に議案第6号「函館市教育振興審議会委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」であるが、解嘱される委員の後任として田上 直広氏ほか1名を、本日より前任者の残任期間である令和5年8月31日まで委嘱しようとするものである。

- 参考として委員の名簿を配付している。

■藤井教育長

- 議案第5号および第6号について何かあるか。

(意見なし)

■藤井教育長

- 議案第5号および第6号については、原案のとおり決定する。

- 次に、日程第6、議案第7号「函館市いじめ防止対策審議会委員の解嘱に関し、議決を求めることについて」および議案第8号「函館市いじめ防止対策審議会委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」を一括諮る。

■学校教育部長

- 議案第7号および議案第8号を順次説明する。

○ まず議案第7号「函館市いじめ防止対策審議会委員の解嘱に関し、議決を求めることについて」であるが、本人からの辞任の申し出により田上 直広氏を、令和5年4月12日をもって解嘱しようとするものである。

○ 次に議案第8号「函館市いじめ防止対策審議会委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」であるが、解嘱される委員の後任として阿部 真之氏を、本日より前任者の残任期間である令和6年3月31日まで委嘱しようとするものである。

○ 参考として委員の名簿を配付している。

■藤井教育長

○ 議案第7号および第8号について何かあるか。

(意見なし)

■藤井教育長

○ 議案第7号および第8号については、原案のとおり決定する。

○ 次に、日程第7、議案第9号「函館市指定文化財の指定に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■生涯学習部長

○ 議案第9号「函館市指定文化財の指定に関し、議決を求めることについて」説明する。

○ 今回函館市指定文化財に指定する物件は、北海道所有の絵画「江差屏風」1件で、2ページ目に写真を載せている。

○ 本物件は、江戸時代中期の江差の町並みを描いた屏風である。江差屏風は、江戸時代中期の宝暦年間頃に松前で活躍した絵師小玉 貞良が描いた「松前江差屏風」のうち左隻となるもので、北前船の交易で栄え「江差の春は江戸にもない」と謳われた江差の町並みを、海側から俯瞰した構図で描かれている。商家や蔵が建ち並ぶ通りには多くの人が行き交い、背後の高台には寺社が配され、浜辺ではニシン漁や荷揚げの様子が、手前の鷗島では花見や宴に興じる町人が描かれるなど、当時の江差の活況を詳細に伝える風俗画となっている。

○ 貞良が描いた「松前江差屏風」は3作が知られ、その中でも本物件は最初期に描かれたものとされているもので、また本物件と対になる「松前屏風」は所在不明となっている。

○ 本物件は、江戸時代中期における南北海道の町並みや習俗がうかがえる風俗画であるとともに、北海道における最初期の日本画として貴重な資料であることから函館市の有形文化財として適当なものであるとの答申を、3月23日に函館市文化財保護審議会からいただいたので、函館市指定文化財に指定しようとするものである。

○ 別紙の3ページおよび4ページには、参考として、市の指定文化財の指定についての概要を記載しており、今回の指定により市指定文化財は90件になることを申し添える。

■藤井教育長

○ 議案第9号について何かあるか。

(意見なし)

■藤井教育長

- 議案第9号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第8、報告第1号「(仮称)総合ミュージアムの整備にあたっての基本的な考え方(たたき台)に対するパブリックコメントおよび各団体からの意見について」報告を求める。

■生涯学習部長

- 報告第1号「(仮称)総合ミュージアムの整備にあたっての基本的な考え方(たたき台)に対するパブリックコメントおよび各団体からの意見について」について報告する。
- この「たたき台」については、2月2日の定例会で1月末日現在の意見聴取の状況を報告したが、その時点で懇談できていなかった団体からの意見も含め取りまとめたため改めて配付するものである。
- 次のページをご覧ください。意見聴取の状況だが、意見聴取の対象としてリストアップした団体は、博物館関係が4団体、学校関係が9団体、文化関係が5団体、福祉関係が11団体、経済団体が9団体、観光関係が12団体、まちづくり団体が5団体、資料等寄贈者が3団体の合計58団体である。このうち、懇談を行った団体が18団体、郵送により意見照会した団体が40団体で、最終的に37団体から意見をいただいた。
- 次のページをご覧ください。いただいた意見を目次に記載している内容別に分類した。2月にお配りした資料から追記した部分については、赤字で示しているので、後ほどご覧いただきたい。
- なお、今後については、2月2日の定例会で報告したとおり、寄せられた意見を公開し、情報を共有したうえで市民や各団体による検討会を設置し、「たたき台」の最終的な協議・検討をしていきたい。

■藤井教育長

- 報告第1号について何かあるか。

■小葉松委員

- 前回欠席したので個人的な意見をお伝えしたい。この中でということではなく、私自身が博物館というものをどう位置づけるかということ…あくまでも個人的な意見なので聞き留めてほしいが、博物館は、その地域における先人への現在いる人たちの愛だと思う。地域がどういう歩みをしてきて今の子どもたちや住んでいる人たちに何をメッセージとして出すかということが真ん中に据えられていないといけない。観光客がどうか繰り返し行けるとかは枝葉なので、そういうことはたくさんご意見をいただいていると思うが、地域において過去の人たちがどういうことを積み上げてきたのかということを知りやすく住民に示すことができる施設を思っているの、ここにいられる限りはいろいろと意見を申し述べたいと思うのでよろしく願います。

■神田委員

- 皆さんが体験型を望んでいるのを実感した。「蔦屋書店みたいになにか集える場所」な

どと書かれている方が多いというのを実感した。小葉松委員がおっしゃったようにそういう場所だからこそ、先人たちの…函館の…という部分が子どもたちに自然に入る、私たち保護者も自然にそれを受け入れられるような場所になるのが一番いいのかなと思った。

■藤井教育長

- 直接体験もそうだが、垣ノ島遺跡のようなバーチャル体験だとか…そういうイメージを私は持っている。これはこれからも取り組んでいくのでよろしく願います。
- 次に、日程第9、報告第2号「(教職員の懲戒処分内申の結果について) 報告を求める。

(非公開につき、会議録省略)

■藤井教育長

- 次に、日程第10、報告第3号「不登校およびその傾向がみられる児童生徒への対策～一人ひとりにより添った支援の充実のために～」について報告を求める。

■学校教育部長

- 報告第3号「不登校およびその傾向がみられる児童生徒への対策～一人ひとりにより添った支援の充実のために～」について説明する。
- この冊子は、本市における不登校に対する対策を改めて整理し、各学校に示すことによりそれぞれの取組の充実を図ることを目的として令和4年3月にとりまとめたもので、同年3月の定例会でご報告したところだ。この度、令和4年度の各学校における不登校およびその傾向がみられる児童生徒への対策と取組事例を追加したほか、不登校等に関する保護者向けリーフレットを令和5年度版に更新するなど、一部内容を修正したので改めて報告する。
- 今後、各学校に周知を図るとともに市ホームページにて公表する予定だ。

■藤井教育長

- 報告第3号について何かあるか。
- (意見なし)

■藤井教育長

- ここで生涯学習部長から4月7日に新聞報道されていた会計年度任用職員の賃金について説明がある。
- (事務局資料配付)

■生涯学習部長

- 4月7日に報道された非正規職員に対して最低賃金を下回る報酬を支払っていたことについて、その経過と概要を説明する。
- 本件については、令和3年10月の最低賃金改訂で教育委員会が任用する一部の技能労務補助職員の報酬が時間単価に換算した場合、最低賃金を下回ることが判明したことから

市職員の給与を総括している総務部に相談したところだ。

- 最低賃金法については、地方公務員のうち単純労務職員など、一部の職員に適用されるが、その範囲が法令で明確に定められていないこと、またこれら職員の報酬を改訂した場合、正規職員や他の会計年度任用職員に影響が及ぶことも想定されたため、総務部では、他都市の状況調査や北海道に相談するなど、慎重に検討を続けてきたところである。
- 総務部では検討結果として、直ちに違法と言えるかどうか定かではなかったものの、最低賃金を下回る報酬額で支給を続けることは不適切であることから、昨年9月に技能労務補助職員は、最低賃金法の適用を受ける職員に当たるものと判断し、10月以降は、最低賃金以上の額で報酬を支給することにしたほか、令和3年10月から昨年9月までの支給分についても最低賃金との差額を遡って追給することにしたところであり、この追給処理は先月完了した。
- 事務局としては、総務部に対してもう少し強く働きかけるべきだったと反省しているところである。ご心配をお掛けし誠に申し訳ない。

■藤井教育長

- このことについて何かあるか。

■國谷委員

- これは教育委員会が採用した職員だけなのか。ほかの対象の方はいないのか。

■生涯学習部長

- 他部局も調べたが、最終的に教育委員会の職員だけが対象になったということだ。

■藤井教育長

- 次に、日程第11「今後の主な日程について」管理課長から報告を求める。

■管理課長

- 来月の第5回定例会の日程だが、5月15日（月）午後1時30分から教育委員室で行う。

■藤井教育長

- これで、報告事項を終了する。

■終了宣言

- 午後1時53分

---

議事録署名人 小葉松 洋 子  
                  〃          神 田 克 実

調製者庶務係 代 嶋 亜耶乃